

合併方式など基本的協議が承認されました

2月27日（金）に第2回佐久市・臼田町・浅科村・望月町
合併協議会が、佐久市研修センターにおいて開催されました。

協議事項では、

- 1) 合併協議項目の調整方針等について
- 2) 基本的な協議事項について

①合併の方式（**新設合併**） ②新市の名称（**佐久市**） ③事務所の位置（**現佐久市役所**）

- 3) 新市建設計画策定方針について

- 4) 新市の財源推計について

などが審議され、承認されました。これは、望月町が新たに加わったことにより、先の4市町村任意合併協議会における決定事項を改めて確認したものです。

また、報告事項においては、

- 1) 平成15年度任意合併協議会歳入歳出決算の報告について
- 2) 市町村合併に伴う新市例規に関する法規審査委員会設置要領について

それぞれ報告されました。

なお、詳細につきましては、今月発行される「協議会だより」第3号をご覧ください。

**市町村合併を
考えよう！**

No. 27

I 基本的な協議事項

- 1 合併の方式
- 2 合併の期日
- 3 新市の名称
- 4 事務所の位置
- 5 財産の取り扱い
- 6 新市の議会の議員の定数

II 合併特例法による協議事項

- 7 議会の議員の任期及び定数の取り扱い
- 8 農業委員会の委員の任期及び定数の取り扱い
- 9 地方税の取り扱い
- 10 一般職の職員の身分の取り扱い
- 11 地域審議会の取り扱い
- 12 新市建設計画

III その他の協議事項

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 13 特別職の身分の取り扱い | 21 常備消防の取り扱い |
| 14 条例・規則等の取り扱い | 22 上下水道事業の取り扱い |
| 15 組織及び機構の取り扱い | 23 市町村営病院・診療所の取り扱い |
| 16 使用料・手数料等の取り扱い | 24 市町村営福祉施設の取り扱い |
| 17 補助金・交付金等の取り扱い | 25 公共的団体の取り扱い |
| 18 町名・字名の取り扱い | 26 財産区の取り扱い |
| 19 行政連絡組織の取り扱い | 27 慣行の取り扱い |
| 20 一部事務組合・公社等の取り扱い | 28 各種事務事業の取り扱い |

合併協議項目の調整方針

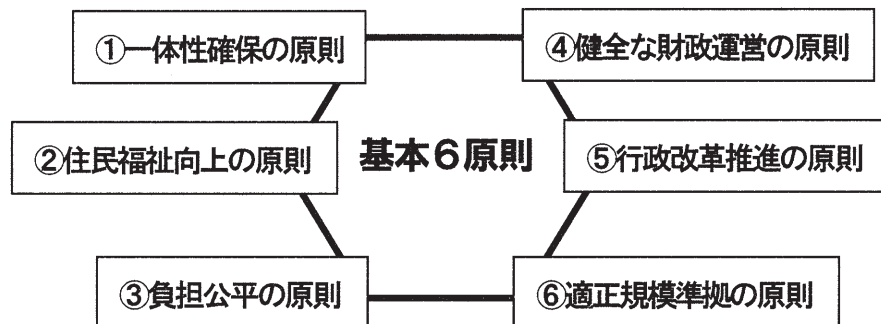
平成17年3月末までの市町村合併を目的として、佐久市・臼田町・浅科村・望月町は平成15年12月22日に合併協議会を設置し、今後、合併に関する協議を行うこととなりました。

合併協議項目の協議は、長い経過を踏まえて実施している4市町村の各種行政制度等での違いを検討調整することにより、新しい市の行政サービスや負担を明らかにすることです。

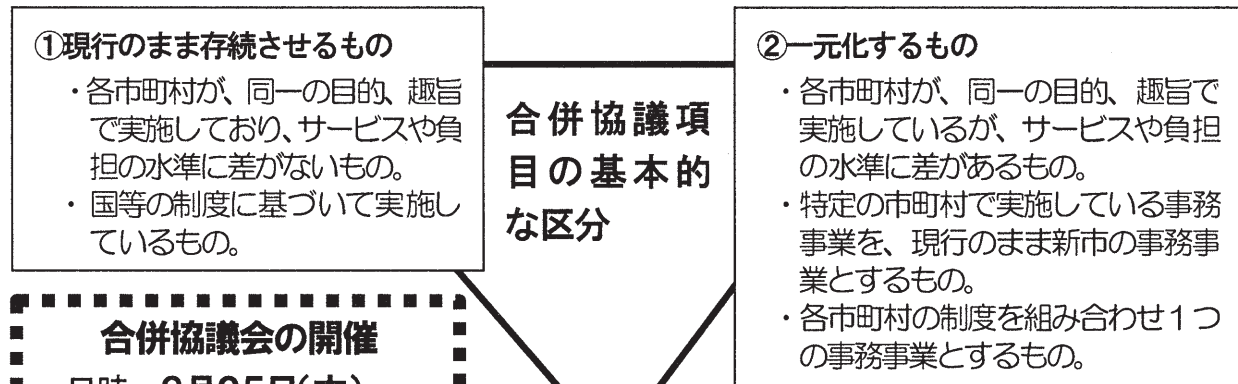
その協議にあたっては、新しい市において、合併のメリットをどのように実現するか、デメリットをどのように解消するのかが最も重要となります。

こうしたことから、4市町村が実施している全ての行政制度・事務事業等の比較検討を行い、合併協議項目のすり合わせ調整をするための基本的な方針を以下のとおり定めます。

合併協議項目のすり合わせ調整にあたっては、次の原則に基づくものとします。



すり合わせ協議にあたっては、全ての行政制度・事務事業を次のとおり区分します。



合併協議会の開催

日時 3月25日(木)

午前9時

場所 佐久市役所

8階 大会議室

合併協議会の会議は原則として公開で行われています。会議開催15分前から傍聴証が配布され、20人を超えると抽選になります。また、別室のモニターでもご覧いただけます。

③ 廃止の方向で調整するもの

- ・新市の健全な財政運営や行政改革推進の観点から、事務事業のあり方を見直すもの。

地区の寄り合いや研修会・学習会に

市町村合併出前講座を

申し込み先

ご利用ください

役場企画調整課 電話82-3111 (内線277)